

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） 読替表（16 歳未満の者の個人情報等の取扱いの規定関係）

目 次

- 個人情報の保護に関する法律第 40 条の 2 第 1 項の規定による第 18 条、第 20 条第 2 項、第 21 条、第 21 条の 2 第 1 項、第 26 条第 2 項、第 27 条、第 28 条、第 30 条の 2 第 1 項及び第 5 項、第 32 条第 1 項並びに第 35 条第 7 項の読替え・・・1
- 個人情報の保護に関する法律第 40 条の 2 第 2 項の規定による第 31 条第 1 項の読替え・・・・・・・・・・・・・・14
- 個人情報の保護に関する法律第 71 条の 3 の規定による第 62 条、第 68 条第 2 項、第 69 条第 2 項及び第 71 条の読替え・・・・・・・・15

○個人情報の保護に関する法律第 40 条の 2 第 1 項の規定による第 18 条、第 20 条第 2 項、第 21 条、第 21 条の 2 第 1 項、第 26 条第 2 項、第 27 条、第 28 条、第 30 条の 2 第 1 項及び第 5 項、第 32 条第 1 項並びに第 35 条第 7 項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
(利用目的による制限) 第 18 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ<u>本人の法定代理人</u>の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ<u>本人の法定代理人</u>の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 (1) (略) (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、<u>本人の法定代理人</u>の同意を得ることが困難であるときその他<u>本人の法定代理人</u>の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、<u>本人の法定代理人</u>の同意を得ることが困難であるときその他<u>本人の法定代理人</u>の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。	(利用目的による制限) 第 18 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ<u>本人</u>の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ<u>本人</u>の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 (1) (略) (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、<u>本人</u>の同意を得ることが困難であるときその他<u>本人</u>の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、<u>本人</u>の同意を得ることが困難であるときその他<u>本人</u>の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の法定代理人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5)・(6) (略)

(7) 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報の取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

(適正な取得)

第 20 条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の法定代理人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) (略)

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の法定代理人の同意を得ることが困難であるときその他本人の法定代理人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の法定代理人の同意を得ることが困難であるときその他本人の法定代理人の同意を得な

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5)・(6) (略)

(7) 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

(適正な取得)

第 20 条 (略)

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) (略)

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときその他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときその他本人の同意を得ないことについて相当の理由

いことについて相当の理由があるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の法定代理人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5)・(6) (略)

(7) 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該要配慮個人情報の取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

(8) (略)

(9) 当該要配慮個人情報が、本人の法定代理人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

(10) (略)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第 21 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人の法定代理人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との

があるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5)・(6) (略)

(7) 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該要配慮個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

(8) (略)

(9) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

(10) (略)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第 21 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との

間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人の法定代理人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人の法定代理人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人の法定代理人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人の法定代理人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人の法定代理人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) （略）

（特定生体個人情報の取扱いに際しての利用目的等の通知等）

間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) （略）

（特定生体個人情報の取扱いに際しての利用目的等の通知等）

第 21 条の 2 個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人の法定代理人に通知し、又は本人の法定代理人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(漏えい等の報告等)

第 26 条 (略)

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人の法定代理人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人の法定代理人への通知が困難な場合又は本人の法定代理人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の法定代理人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

第 21 条の 2 個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(漏えい等の報告等)

第 26 条 (略)

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合又は本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) (略)
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の法定代理人の同意を得ることが困難であるときその他本人の法定代理人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の法定代理人の同意を得ることが困難であるときその他本人の法定代理人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の法定代理人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5)～(7) (略)
- (8) 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人データの取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人又はその法定代理人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人の法定代理人に

- (1) (略)
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときその他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときその他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5)～(7) (略)
- (8) 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人データの取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得

通知し、又は本人の法定代理人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報若しくは特定生体個人情報又は第 20 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 本人又はその法定代理人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 本人又はその法定代理人の求めを受け付ける方法

(8) (略)

3 個人情報取扱事業者は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人の法定代理人に通知し、又は本人の法定代理人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 (略)

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者

る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報若しくは特定生体個人情報又は第 20 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 本人の求めを受け付ける方法

(8) (略)

3 個人情報取扱事業者は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 (略)

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者

は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人の法定代理人に通知し、又は本人の法定代理人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人の法定代理人に通知し、又は本人の法定代理人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

7 個人情報取扱事業者は、第 2 項本文の規定により個人データを第三者（第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条、第 29 条第 1 項並びに第 30 条第 1 項及び第 2 項（第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）において同じ。）に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。た

は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

7 個人情報取扱事業者は、第 2 項本文の規定により個人データを第三者（第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条、第 29 条第 1 項並びに第 30 条第 1 項及び第 2 項（第 31 条第 3 項において準用する場合を含む。）において同じ。）に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。た

だし、当該個人データの全部が、当該個人情報取扱事業者が当該個人データを取得した時点において本人の法定代理人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されていたものである場合又はこれに準ずる場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

8 (略)

(外国にある第三者への提供の制限)

第 28 条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この節において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに第 31 条第 1 項第 2 号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の法定代理人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、

だし、当該個人データの全部が、当該個人情報取扱事業者が当該個人データを取得した時点において本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されていたものである場合又はこれに準ずる場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

8 (略)

(外国にある第三者への提供の制限)

第 28 条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この節において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに第 31 条第 1 項第 2 号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の法定代理人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人の法定代理人に参考となるべき情報を当該本人の法定代理人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人又はその法定代理人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人又はその法定代理人に提供しなければならない。

（個人情報に係る統計作成等の特例）

第30条の2 個人情報取扱事業者は、統計作成等を行う目的（以下この項及び第5項並びに第31条の3第1項において「統計作成等目的」という。）又は第5項本文の規定による提供を行う目的で現に公開されている要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的又は当該提供を行う目的である場合に限る。）であって、インターネットの利用その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、取

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人情報に係る統計作成等の特例）

第30条の2 個人情報取扱事業者は、統計作成等を行う目的（以下この項及び第5項並びに第31条の3第1項において「統計作成等目的」という。）又は第5項本文の規定による提供を行う目的で現に公開されている要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的又は当該提供を行う目的である場合に限る。）であって、インターネットの利用その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、取

得した要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容又は同項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表しているときは、第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、当該現に公開されている要配慮個人情報を本人の法定代理人の同意を得ないで取得することができる。

2～4 （略）

5 個人情報取扱事業者は、第三者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等（第 63 条に規定する行政機関の長等をいう。第 9 項第 2 号、第 12 項並びに第 31 条の 3 第 5 項第 2 号及び第 8 項において同じ。）（これらの者が外国にある者である場合にあっては、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いについてこの章の規定により個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 13 項及び第 31 条の 3 第 9 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制（第 13 項及び第 31 条の 3 第 9 項において「基準適合体制」という。）を整備している者に限る。第 12 項及び第 31 条の 3 第 8 項において同じ。）である者に限る。以下この項、次項並びに第 31 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）が個人情報（統計作成等用要配慮個人情報等を含む。以下この項から第

得した要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容又は同項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表しているときは、第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、当該現に公開されている要配慮個人情報を本人の同意を得ないで取得することができる。

2～4 （略）

5 個人情報取扱事業者は、第三者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等（第 63 条に規定する行政機関の長等をいう。第 9 項第 2 号、第 12 項並びに第 31 条の 3 第 5 項第 2 号及び第 8 項において同じ。）（これらの者が外国にある者である場合にあっては、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いについてこの章の規定により個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 13 項及び第 31 条の 3 第 9 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制（第 13 項及び第 31 条の 3 第 9 項において「基準適合体制」という。）を整備している者に限る。第 12 項及び第 31 条の 3 第 8 項において同じ。）である者に限る。以下この項、次項並びに第 31 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）が個人情報（統計作成等用要配慮個人情報等を含む。以下この項から第

7 項まで及び第 13 項並びに第 72 条の 3 第 2 項及び第 3 項において同じ。)を統計作成等目的で取り扱う必要がある場合(当該個人情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的である場合に限る。)であって、次の各号のいずれにも該当するときは、第 18 条及び第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、当該個人情報を本人の法定代理人の同意を得ないで当該第三者に提供することができる。ただし、当該個人情報が他の個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者からこの項本文又は第 31 条の 3 第 1 項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

6～14 (略)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 32 条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の法定代理人の知り得る状態(本人の法定代理人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(利用停止等)

第 35 条 (略)

7 項まで及び第 13 項並びに第 72 条の 3 第 2 項及び第 3 項において同じ。)を統計作成等目的で取り扱う必要がある場合(当該個人情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的である場合に限る。)であって、次の各号のいずれにも該当するときは、第 18 条及び第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、当該個人情報を本人の同意を得ないで当該第三者に提供することができる。ただし、当該個人情報が他の個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者からこの項本文又は第 31 条の 3 第 1 項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

6～14 (略)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 32 条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(利用停止等)

第 35 条 (略)

2～6 （略）

7 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報（保有個人データに含まれるものに限る。）が取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

(1) 当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の法定代理人の同意を得て当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号を作成した場合

(2) 当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の法定代理人の同意を得て当該特定生体個人情報を取得した場合

(3)～(8) （略）

(9) 当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号の作成の状況又は当該特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

(10) （略）

8～11 （略）

2～6 （略）

7 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報（保有個人データに含まれるものに限る。）が取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

(1) 当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号を作成した場合

(2) 当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報を取得した場合

(3)～(8) （略）

(9) 当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号の作成の状況又は当該特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

(10) （略）

8～11 （略）

○個人情報の保護に関する法律第40条の2第2項の規定による第31条第1項の読替え

(傍線部分は読替部分)

読替後	読替前
(個人関連情報の第三者提供の制限等) 第31条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。 (1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該<u>本人の法定代理人</u>の同意が得られていること。 (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の<u>本人の法定代理人</u>の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該<u>本人の法定代理人</u>に参考となるべき情報が当該<u>本人の法定代理人</u>に提供されていること。 2・3 (略)	(個人関連情報の第三者提供の制限等) 第31条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。 (1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該<u>本人</u>の同意が得られていること。 (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の<u>本人</u>の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該<u>本人</u>に参考となるべき情報が当該<u>本人</u>に提供されていること。 2・3 (略)

○個人情報の保護に関する法律第 71 条の 3 の規定による第 62 条、第 68 条第 2 項、第 69 条第 2 項及び第 71 条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読替後	読替前
(利用目的の明示) 第 62 条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、<u>本人の法定代理人</u>に対し、その利用目的を明示しなければならない。 (1) (略) (2) 利用目的を<u>本人の法定代理人</u>に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 (3) 利用目的を<u>本人の法定代理人</u>に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) (略) (漏えい等の報告等) 第 68 条 (略) 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、<u>本人の法定代理人</u>に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、	(利用目的の明示) 第 62 条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、<u>本人</u>に対し、その利用目的を明示しなければならない。 (1) (略) (2) 利用目的を<u>本人</u>に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 (3) 利用目的を<u>本人</u>に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) (略) (漏えい等の報告等) 第 68 条 (略) 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、<u>本人</u>に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生

当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の法定代理人への通知が困難な場合又は本人の法定代理人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) (略)

(利用及び提供の制限)

第 69 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の法定代理人の同意があるとき、又は本人若しくはその法定代理人に提供するとき。

(2)～(4) (略)

3・4 (略)

(外国にある第三者への提供の制限)

じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合又は本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) (略)

(利用及び提供の制限)

第 69 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2)～(4) (略)

3・4 (略)

(外国にある第三者への提供の制限)

第 71 条 行政機関の長等は、外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データ（第 16 条第 3 項に規定する個人データをいう。第 72 条の 3 第 6 項において同じ。）の取扱いについて前章第 2 節の規定により個人情報取扱事業者（第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者をいう。次条並びに第 72 条の 3 第 3 項及び第 10 項において同じ。）が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の法定代理人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の法定代理人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人の法定代理人に参考となるべき情報を当該本人の法定代理人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第 1

第 71 条 行政機関の長等は、外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データ（第 16 条第 3 項に規定する個人データをいう。第 72 条の 3 第 6 項において同じ。）の取扱いについて前章第 2 節の規定により個人情報取扱事業者（第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者をいう。次条並びに第 72 条の 3 第 3 項及び第 10 項において同じ。）が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第 1

項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人又はその法定代理人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人又はその法定代理人に提供しなければならない。

項に規定する体制を整備している者に限る。)に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。